

問 I—9—①（公益認定申請先行政庁）

公益認定の申請先が内閣総理大臣か都道府県知事かは、どのようにして決まるのでしょうか。

答

- 1 公益法人認定法施行前のいわゆる主務官庁制においては、主務官庁の裁量により公益性の判断等に差が生じ、不透明になりうること、法人の目的・事業によっては主務官庁が確定するまでに多大な労力や時間を要すること等の問題点が指摘されていました。
- 2 公益法人認定法施行後の公益法人制度では、所管の行政庁は法人及び行政庁の双方にとって外形的に判断できる基準が望ましいとの考えの下、法人の事務所が所在する場所と事業を行う地理的範囲とに着目して、内閣総理大臣か都道府県知事かの所管を定めることとしています（公益法人認定法第3条）。
- 3 具体的には、①2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する公益法人、②公益目的事業の実施区域を定款で定める場合に2以上の都道府県の区域内において行う旨を定める公益法人は内閣総理大臣、それ以外の公益法人はその事務所が所在する都道府県の知事が行政庁となります。また、公益目的事業を国内のほか海外でも実施する旨定款で定める公益法人は、内閣総理大臣が行政庁となります。
- 4 この場合において、法人の事務所や事業を行う地理的範囲の意義については次のような考え方にに基づきます。
 - (1) 事務所の意義
法人登記では、主たる事務所の所在地において、主たる事務所及び従たる事務所を登記することとなっていますので（一般社団・財団法人法第301条第2項第3号、第302条第2項第3号）、従たる事務所が他の都道府県に設置されているかどうかは、法人登記の記載に基づき判断します。定款、事業報告、パンフレット、ホームページ等において、支部、駐在所、その他の施設等の記載がある場合でも、所管を決定する際の判断基準とはしません。また、登記上の従たる事務所が事業の拠点としての実質を備えていない場合（例えば単なる倉庫程度）に限って、その旨の説明を付していただくことによって、従たる事務所を設けていないものとして申請することができます。なお、海外の事務所は法人登記の対象ではないので、所管の行政庁に係る判断の材料にはなりません。（補足）

(補足) 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第 71 号）による改正により、従たる事務所の所在地における登記に関する一般社団・財団法人法の規定（一般社団・財団法人法第 312 条等）が削除されず（令和 4 年 9 月 1 日施行）が、主たる事務所の所在地において、主たる事務所及び従たる事務所の登記が必要とされている点（一般社団・財団法人法第 301 条第 2 項第 3 号、第 302 条第 2 項第 3 号）については、上記の改正後も変更はありません。

(2) 事業を行う地理的範囲の意義

事務所が一の都道府県の区域内だけにとどまる場合であっても、例えば芸術団体で他の都道府県でも興行している法人、学術団体や産業団体で他の都道府県からも幅広く社員、会員を組織し、全国規模又は広域での学術や産業の発展を図るなど、達成すべき目的が一の都道府県内に限定されない法人は、2 以上の都道府県において事業を実施するものと考えられますので、定款で他の都道府県を含めて公益目的事業の実施区域を定めるようにして下さい。

一方で、公益目的事業を 2 以上の都道府県で行う定款の定めのある法人について、当該定めが実態を伴わない場合には^(注)、実態に合わせた申請の指導を行います。

(注) ネットワークを通じて他の都道府県の居住者もアクセスが可能である情報提供事業、他の都道府県の居住者も購入が可能な物品頒布事業、他の都道府県の居住者も来場し又は利用が可能な展示又は施設運営事業など、事業の受益者が他の都道府県に存在していても、法人自らが県境を越えて他の都道府県で事業を実施しているとは評価されない場合、法人の事業計画書の内容等から他の都道府県で事業を行わないことが明白である場合、他の都道府県における事業が単発的であったり不確定であったりする場合、他の都道府県において共催事業を行うとしていても共催の実態がない場合などが考えられます。海外も含めて事業区域を定めている法人についても同様の考え方で判断します。

(参照条文)

公益法人認定法第 3 条 この法律における行政庁は、次の各号に掲げる公益法人の区分に応じ、当該各号に定める内閣総理大臣又は都道府県知事とする。

一 次に掲げる公益法人 内閣総理大臣とする。

イ 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの

ロ 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの